

令和3年 第8回

甲斐市農業委員会議事録

令和3年8月30日

31日

1 日 時 令和3年8月30日(月) 午後2時59分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(農地中間管理事業)

4 欠席委員 4番 山本 重高 委員

5 議事録署名委員 8番 柳本 利徳 委員、9番 小林 豊 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 休 会： 午後5時29分

【事務局長】

それでは、令和3年第8回の総会を始めさせていただきます。
はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

総会を始める前に、一点報告をさせていただきます。

先ほど運営委員会でも確認をさせていただきました、8月17日にまん延防止等重点地域に山梨県が追加され、甲斐市が令和3年8月20日から9月12日までの間、新型コロナウイルス感染症の、まん延防止等重点措置の対象地区に指定されることになったことから、20人以上が参加する会議及び催しは、延期又は中止するという事になっております。

農業委員会につきましては、委員数が19人であることから、今回は農業委員のみでの総会ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、転用案件の調査担当の推進委員については、意見書をいただいておりますので、そちらを事務局から報告をさせていただき、審議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、感染対策としまして、1テーブルにつき1人で、席を用意いたしましたので、よろしくお願いたします。

それでは神澤副会長より開会のことばをお願い致します。

【神澤副会長】

(あいさつ)

それでは令和3年8月、第8回の農業委員会総会を開催致します。よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願いたします。

【議長（会長）】

(あいさつ)

	<p>それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>本日の出席委員は 18 人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。</p>
<p>(日程第 1 議事録署名委員の 指名)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、8 番柳本委員と 9 番小林委員を指名致します。</p>
<p>(日程第 2 会期の決定)</p> <p>【議長】</p>	<p>日程第 2、会期の決定を致します。 本総会の会期は、本日 1 日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>【議長】 異議ありませんので、本日 1 日と決定致します。</p>
<p>(日程第 3 議事) (報告第 17 号)</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p>	<p>それでは議事に移ります。 報告第 17 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の件を上程致します。 事務局に番号 17 番から 18 番の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。 では資料の 1 ページをお願いします。 農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。 甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告致します。</p> <p>番号 17 番、地図・公図は 1 ページ、2 ページになります。 ●●番地、面積 16 m²を、●●の●●さんが用悪水路にするための届</p>

出が出ています。

続きまして、番号 18 番、地図・公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地、面積 124 m²を、●●の●●さんが個人住宅にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 18 号)

【議長】

次の議事に移ります。

報告第 18 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 36 番から 37 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 2 ページをお願い致します。

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 36 番、地図・公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●番地、面積 747 m²を、●●の●●さんと、●●の●●さんが、●●の●●さんに、賃貸借権の設定により資材置場として一時転用するための届出が出ています。

続きまして、番号 37 番、地図・公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地、面積 240 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所

有権移転により宅地分譲1区画にするための届出が出ています。
説明は以上でございます。

【議長】

事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。
質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第35号)

【議長】

次の議案に移ります。
議案第35号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。
事務局に番号10番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。
資料の3ページをお願いします。
本案件の説明の前に訂正をお願いします。本案件及び、13ページで説明させていただきます議案第36号農地法第5条許可申請、番号37番の譲渡人、●●さんの職業が無職となっておりますが、当人は申請地を含み経営面積が5,896㎡ありましたため、職業欄を農業へ訂正していただくようお願い致します。
番号10番、地図・公図は9ページ、10ページになります。
●●番地、面積58㎡を、●●の●●さんが、資材置場にするための許可申請が出されました。
住宅等が連たんする区域で集落接続があることから、第3種農地と判断することができます。
申請地は、●●番地から分筆されたものですが、ここは平成20年4月頃より農業資材と建築資材置場として使用されており、事務局でも、何度か口頭指導を行っていましたが、是正されないまま現在に至っていました。
この度、是正のため申請地と、自己所有地である●●番地の雑種地109㎡を含めた167㎡を、農業資材と、足場等の建築資材置場として使用したいと申請がありました。

なお、申請に当たり、始末書が添付されております。

申請書には、事業計画書、土地利用計画図のほか、面積検討表も添付されていて、農業用資材以外に木材、単管パイプ、型枠を置くものとしてあります。

当事案については、農地法の許可を受けないまま資材置場として使用していた●●番地が、議案第36号、農地法第5条許可申請の番号37番の建築条件付売買予定地7区画の申請地になっていることから、一括の審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましてはこのあと上程する議案第36号農地法第5条第1項許可申請、番号37番と、併せて審議することに致します。

(議案第36号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。

議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号32番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の4ページをお願いします。

番号32番、地図・公図は11ページ、12ページになります。

●●番地、面積336㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転によりグループホーム用の賃貸物件にするための許可申請が出ています。

申請地は、付近に2つの公共施設等があり、集落接続もあることから、第3種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地利用計画図等から問題はないと考えられます。

賃貸物件は、建築面積149.06㎡、木造2階建てで、管理人室1部屋を含めた15室に、駐車場5台分を整備予定で、給排水は、北側の上下水道本管へ接続予定です。

建築後は、●●にある●●が貸借予定です。

写真は北側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。
去る8月19日に、事務局、●●、●●と現地調査を致しました。
写真に写っているのも同じ様なグループホームなのですが、この地域内には幾つかグループホームが点在していますから、なんら問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に推進委員からの意見についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、意見書を提出して頂いております。
事務局より、●●推進委員の意見の報告をお願いします。

【事務局】

はい、議長。
では、●●推進委員からの意見書の内容を朗読します。
申請内容及び令和3年8月19日に行った現地調査の結果、農地転用することについて意見はありません。と意見書を提出されています。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございます。
番号32番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号33番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。
番号33番、地図・公図は13ページ、14ページになります。
●●番地、他1筆、合計519㎡を、●●の●●さんが、下へ行きました、●●番地、他2筆、合計1,001㎡を、●●の●●さんが、次のページ5ページへ行きて、●●番地、他3筆、合計2,552㎡を、●●の

●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 97 m²を、●●の●●さんが、総計で 4,169 m²を、●●の●●さんに、所有権移転により、建売住宅 14 区画にするための許可申請が出ています。

申請地は、10ha 未満の集団農地であり、集落接続があることから、第 2 種農地と判断することができます。

申請書に添付された隣接耕作者の同意書、事業計画書、資金証明書、土地選定理由書のほか、開発申請書の写し、土地改良区の意見書等の添付もあることから問題はないと考えられます。

建築面積は 1 区画 180.30 から 288.86 m²、所要面積 4,234.40 m²に、木造 2 階建て家屋 1 棟 58.94 から 67.02 m²を 14 棟建築します。

給水は、西側の上水道本管から、排水は合併処理浄化槽を經由し隣接水路へ排水予定です。

写真は南側と北西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●番●です。

8 月 19 日に、●●、●●、●●推進委員と、事務局と現地確認を行いました。

この場所は、●●が新たに出来た所の西側に当たります。

この辺りも開発が進んできているような状況になっております。

この地区は下水道があまりなくて、合併処理浄化槽により家庭の雑排水を用水路に排水するという計画になっております。

なんら問題はないかと思っておりますので、ご審議の程をよろしくお願い致します。

【議長】

次に事務局より、●●推進委員の意見の報告をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

では、●●推進委員からの意見書を朗読します。

申請内容及び令和 3 年 8 月 19 日に行った現地調査の結果、農地転用することについて意見はありません。という旨の意見をいただいております。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号 33 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 34 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 34 番、地図・公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地、面積 399 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、所有権移転により、個人住宅にするための許可申請が出ています。

申請地は、農地が連たんする区域内で第 1 種農地になりますが、集落接続し日常生活上必要な施設として、申請を受付けています。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、排水承諾書のほか、土地改良区の意見書の添付もあることから問題はないと考えられます。

所要面積は赤道含めた 412 m²に、木造 2 階建て家屋 66.50 m²を建築します。

進入路は、西隣にある宅地が親の所有地であることから、そこから進入することになっています。

給水は西側の上水道本管から、排水は合併処理浄化槽を経由し隣接水路へ排水予定です。

写真は南西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●●委員】 はい、●番●●です。

去る 8 月 19 日に、●●、●●推進委員、事務局と伴に現地調査を行いました。

申請地は、前から耕作をされていなくて、今も雑草が繁茂している状態で、周りは田んぼになっていますが、西側が宅地で親の家が建っています。

この親の宅地を改良して出入口にするということであり、排水は浄化槽から近くの水路へ流すということで、この点は問題ないと思います。

ここは前々から草が多くて、近隣の家からボヤ火災が出た場合に困るという話しも出ていたわけですが、今回宅地という形できれいになるということですから、よろしいかということでもあります。

そのへんも加味しまして、ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 次に事務局より、●●推進委員の意見の報告をお願いします。

【事務局】 はい、議長。

では、●●推進委員からの意見書を朗読します。

申請内容及び令和3年8月19日に行った現地調査の結果、隣が親族の住居であり、隣接地の一部は●●が払下げをするとの事なので、転用するのに支障は無いと思います。という旨の意見をいただいております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

番号34番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号35番と36番につきましては、関連した案件になりますので、併せて審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 はい、議長。

資料の6ページをお願いします。

番号 35 番、地図・公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●番地、面積 669 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 1,383 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 308 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他 1 筆、合計 2,884 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 332 m²を、●●の●●さんが、次のページ 7 ページへ行きまして、●●番地、面積 689 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 743 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他 1 筆、合計 1,656 m²を、●●の●●さんが、次のページ 8 ページへ行きまして、●●番地、他 6 筆、合計 4,845 m²を、●●の●●さんが、次のページ 9 ページへ行きまして、●●番地、他 3 筆、合計 3,072 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 2,936 m²を、●●の●●さんが、総計で 19,517 m²を、●●に、所有権移転により、木質バイオマス発電所・チップ工場用地にするための許可申請が出ています。

申請地は、10ha 以上の集団農地であり、第 1 種農地になりますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、申請を受付けています。

申請書に添付された隣接耕作者の同意書、事業計画書、資金証明書、土地選定書、土地利用計画図のほか、開発協議書、バイオマス基本協定書、雇用協定書の添付もあることから問題はないと考えられます。

当事業は、平成 25 年 3 月にバイオマス活用推進基本計画を策定後、バイオマス産業都市構想推進事業として事業を進めてきたもので、この度事業用地の確保が出来たことから、農地法許可申請をするに至りました。

木質バイオマス発電所、チップ工場用地の造成を計画しており、所要面積は青道等を含め 22,120 m²となります。

敷地には、発電所・チップ工場の外に、管理棟・熱供給設備・駐車場・送電用鉄塔・調整池等を整備予定です。

なお、発電所・チップ工場・貯木場全体で 17 名の雇用計画があり、6 名以上を市内の農業従事者とその世帯員から雇用予定で、その他についても市内在住者を優先雇用する計画となっています。

造成後は、発電事業者である●●へ用地を貸出予定であり、また、●●では、木質バイオマス発電所から排出される熱エネルギーを活用し、公共施設への熱供給や、農業振興政策として近隣農地での熱利用による農業展開を計画しています。

給水は南西側の上水道本管から、排水は合併処理浄化槽から調整池を通じ隣接河川へ排水予定です。

写真は南西側と南東側、北西側から撮影をしたものです。

当事案については、次の番号 36 番と関連がありますので、一括の審議をお願いします。

では、続いて番号 36 番を説明します。

資料の 10 ページをお願いします。

番号 36 番、地図・公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●番地、他 1 筆、合計 4,619 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 1,122 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他 4 筆、合計 3,656 m²を、●●の●●さんが、次のページ 11 ページへ行きまして、●●番地、面積 1,261 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 266 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 578 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他 1 筆、合計 3,238 m²を、●●の●●さんが、次のページ 12 ページへ行きまして、●●番地、他 1 筆、合計 1,725 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他 1 筆、合計 1,757 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 1,056 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 834 m²を、●●の●●さんが、総計で 20,112 m²を、●●の●●さんに、所有権移転により、木質バイオマス発電所に供給する木材の貯木場、資材置場にするための許可申請が出ています。

申請地は、10ha 以上の集団農地であり、第 1 種農地になりますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、申請を受付けています。

申請書に添付された隣接耕作者の同意書、事業計画書、資金証明書、土地選定書、土地利用計画図のほか、開発協議書、雇用協定書の添付もことから問題はないと考えられます。

申請地では、木質バイオマス発電所に供給する木材である間伐材、一般木質、製材端材、未利用材等の原木置場として利用する計画で、所要面積は原野、山林を含め 24,104 m²となります。

貯木場での原木保管量は、約 14,200 m³であり、原木 1 m³あたり 0.8t とすると、約 11,300t となり、発電所で必要な 47 日分に相当し、非常時や災害時に 47 日程度可能な原木を確保できるとしています。

敷地は、砕石敷で雨水は自然浸透処理、通路部分は鉄板敷とする予定です。

当事案については、先の番号 35 番と関連がありますので、一括の審議をお願いします。

写真は南側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●番●●委員にお願い致します。

【●●委員】

はい、●番●●です。

8月19日に●●、●●、●●推進委員、農業委員会事務局、私と現地調査を行いました。

場所は、●●の北側で、主に果樹園があったようですが、既に伐採して、木は仕分けられて積み上げてありました。

この案件は、農業委員に開発の同意や承諾書の関係があるということで、8月4日に、●●の●●の担当職員2人から、関係資料を提示されて、関係自治会への説明会における質疑への回答文や、先ほど事務局からも説明がありました。敷地の利用計画や開発事業者、安全対策等色々説明を受けました。そして、開発の同意書、敷地内の水路の用途廃止、調整池の設置に伴う水路の設置、事業用地の東側に隣接する河川への排水の同意、河川への排水に伴って、改良工事が必要ということで、それへの同意、それらへの同意、承諾書を、●●の担当者に提出いたしました。

それから、貯木場の件ですが、こちら8月19日に現地調査をしたのですが、貯木場から、木質バイオマス発電所・チップ工場へ車両が通行する道路の改修工事が必要になるということで、それに対する同意が必要ということで。8月9日に、測量会社の●●の担当者から、概要説明を受け、市内在住者を優先雇用するという話もされまして、申請地の現状は、山林と言いますか雑木林で、かなり荒れていて、全体を見渡すことは不可能な状態で、荒廃地みたいになっていて、自然災害にも対応した開発というか、ある程度自然を残した形で土地利用を図るということです。貯木場と、木質バイオマス発電所・チップ工場の両方がなければこの事業は出来ないの、良いと思いますけれども、何卒委員各位でご審議の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

【議長】

次に事務局より、●●推進委員の意見の報告をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

では、●●推進委員からの意見書を朗読します。

番号35番及び36番において、申請内容及び令和3年8月19日に行った現地調査の結果、農地転用することについて、意見はありません。

という旨の意見をいただいております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。
番号 35 番と 36 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、2 案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして番号 37 番ですが、先ほどの議案第 35 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件、番号 10 番と併せて審議いたします。

事務局より説明をお願い致します。

【事務局】 はい、議長。

資料の 13 ページをお願いします。

番号 37 番、地図・公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、面積 1,035 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、他 1 筆、合計 1,065 m²を、●●の●●さんが、総計で 2,100 m²を、●●の●●さんに、所有権移転により、建築条件付売買予定地 7 区画にするための許可申請が出ています。

住宅等が連たんする区域で集落接続があることから、第 3 種農地と判断することができます。

建築条件付売買予定地とは、従来農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成のみを目的とする農地転用については、原則としてこれを認めないこととされていましたが、近年住宅についてそのデザインや間取り等のニーズが多様化し、自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件に当該土地を売買する、建築条件付売買が増加している状況から、建築条件付売買予定地の定義を定め、それに該当する転用申請を認める運用がなされるようになったものです。

申請書に添付された隣接耕作者の同意書、事業計画書、資金証明書、開発許可申請書、土地売買契約書等から問題はないと考えられます。

所要面積 2,100 m²に、1 区画 218 m²から 285 m²の宅地を 7 区画造成します。

給水は、西側の上水道本管から、排水は合併処理浄化槽を經由し隣接水路へ排水予定です。

なお、申請地には、譲渡人の一人である●●さんが、平成 20 年 4 月頃より農業資材と建築資材置場として使用していて、事務局でも、何度か口頭指導を行っていた農地が含まれていることから、今回の申請に当たり、その旨の始末書が添付されております。

当事案については、農地法の許可を受けないまま資材置場として使用していた状態を是正するため申請された、議案第 35 号農地法第 4 条許可申請の番号 10 番の資材置場と一括の審議をお願いします。

写真は南側と東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

8 月 19 日に、事務局、●●、●●推進委員と現地調査を実施致しました。

この土地については、調整区域内の土地ではありますが、土地計画法に基づいて合法であるという話を聞いておりますから、宅地開発をするに当たっては、問題はなかりょうと思います。しかしながら、先ほど事務局からも説明がありましたように、再三の指導も聞かず、いまだに造成をしたままであり、7 月に入ってから、また土を持ち込んだという経過もありますから、農業委員会として、こういう不法行為をしてきた人に対して、ただ単に都市計画法に合致しているから良いだろうということではなくて、再度、●●、●●、●●で現地を確認していただいて、農業委員会として、こういう不法行為をしたことに対して、嚴重注意というか、嚴重処分を決定していただきたいと、私は思っています。

どうか、委員の皆さまの慎重なるご審議を、よろしくをお願いします。

【議長】

次に事務局より、●●推進委員の意見の報告をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

では、●●推進委員からの意見書の内容を朗読します。

まず、議案第 35 号農地法第 4 条許可申請の番号 10 番の資材置場について、農地転用することについて、意見があります。ということで、既に数年前より埋め立てされており、農地としては使用されていない。

事後申請にしても遅すぎる。

この状態での許可は問題ありと考えます。

という意見書を提出されています。

また、議案第 36 号農地法第 5 条許可申請の番号 37 番の建築条件付売買予定地 7 区画について、●●番地、●●番地については、農地転用することについて、意見はありません。

●●番地については、農地転用することについて、意見があります。ということで、既に数年前より埋め立てが一部進められており、農地としては使用されていない。

この状態での許可は問題ありと考えます。

という意見書を提出されています。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 はい、議長。

●番●●です。

普通この転用は、田なら田、畑なら畑に戻させてから、転用申請を受付けるべきと思うのですが、事務局の見解はいかがですか。

【事務局】 地図・公図の 21 ページ、22 ページになりますが、これが 5 条許可申請、番号 37 番の地図と公図になるのですが、●●番地が 5 条で、その北側の●●番地が 4 条で申請が出ている場所です。これらが違反転用状態だった場所になるのですが、●●番地と一体で資材置場になる●●番地は地目が雑種地になっていまして、●●さんも申請前に、当該地にあった資材等を●●番地の雑種地にまとめて置いて、農地部分は休耕状態といたしますか、なにも置いていない状態にはしています。

【●●委員】 雑種地になっていたところに、資材等を置いている、そこは雑種地になっているということですか。

【事務局】 ●●番地は、地目が雑種地になっていまして、そこに資材をまとめて置いているようです。

<p>【●●委員】</p>	<p>資材等を雑種地にまとめて、農地は原状回復をした、ということでもよろしいですか。</p> <p>(やってないの声)</p>
<p>【●●委員】</p>	<p>はい。</p> <p>先ほども言ったように、違反転用と言いますか、違法行為をしているのをそのまま見過ごすと、今後違反転用をされても、農業委員会からは何も言えなくなってしまう。あなた駄目でしょう、元に戻しなさい、と言ったとしても、あそこの所はどうですか、と言いつ返されてしまう。</p> <p>あの方は良いんですか、私は駄目ですか。と言われたときになんと言えれば良いんですか。返事が出来ませんよ。</p> <p>ということでもよろしくお願ひします。</p>
<hr/>	
<p>【議長】</p>	<p>ここで、暫時休憩致します。</p> <p style="text-align: center;">休憩 午後 3時55分</p> <p style="text-align: center;">再開 午後 5時18分</p>
<hr/>	
<p>【議長】</p>	<p>再開致します。</p> <p>議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件、番号10番と、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件、番号37番については審議を中断します。</p>
<hr/>	
<p>(議案第37号)</p> <p>【議長】</p>	<p>次の議案に移ります。</p> <p>議案37号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。</p> <p>なお、この議案は●番、●●委員に関する案件となりますので、●●委員にはしばらくの間退席をお願いいたします。</p> <p>(●●委員、退席)</p>
<p>【議長】</p>	<p>それでは事務局に利用権設定の番号48番の説明を求めます。</p>

- 【事務局】 はい、議長。
資料の14ページをお願いします。番号48番、地図・公図は23ページから、28ページになります。
●●番地、次のページ15ページへ行きまして、他18筆、合計7,393㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに、田を5年間、新規で貸し付ける計画が出されました。
小作料は無償で、水稲の作付けを予定しています。
説明は以上でございます。
- 【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。
何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 【●●委員】 はい、●番の●●です。
貸借面積が7反歩超で、使用貸借というのは理解が出来ない。
例えば、●●では小作料が大体決まっています。
7反歩を超える農地を使用貸借で貸して、固定資産税は貸主が納付するというのであれば、これはどういうことなのかと、ちょっと心配です。
- 【事務局】 利用権設定で申請を受けていまして、契約内容については当事者で話しをしていますので、当事者がそれで問題ないということであれば、それで受付けているということでございます。
- 【●●委員】 本来、農業委員会は標準小作料を定めることになっているのだから、甲斐市もその標準小作料に基づいた契約を指導するべきではないのか。
- 【事務局】 現在は、農業委員会で標準小作料を定めてはいません。
- 【議長】 よろしいですか。
他に質問がある方はいらっしゃいますか。
(なしの声)
- 【議長】 質問がないようですので、番号48番を承認することに決定致します。

それでは●●委員の入室を認めます。

(●●委員、入室)

【議長】 ●●委員にご報告致します。番号 48 番は承認されましたので、お知らせ致します。

(議案第 38 号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案 38 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。

なお、この議案は●番、●●委員に関する案件となりますので、●●委員にはしばらくの間退席をお願いいたします。

(●●委員、退席)

【議長】 それでは事務局に利用権設定の番号 5 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 16 ページをお願いします。

番号 5 番、地図・公図は 29 ページ、30 ページになります。

●●番地、面積 9,141 m²の内 1,200 m²を、●●の●●さんが、●●に畑を 5 年 3 ヶ月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

●●の配分予定者は●●の●●さんで、賃料は無償で、桃の栽培を予定しています。

●●と●●配分予定者は農地利用配分計画に基づき令和 4 年 1 月 1 日から 5 年貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は、利用権設定でありますので、特別問題がなければ、担当農業委員による調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 5 番を承認することに決定致します。

それでは●●委員の入室を認めます。

(●●委員、入室)

【議長】 ●●委員にご報告致します。番号5番は承認されましたので、お知らせ致します。

(会期の変更)

【議長】 日程第2、会期の決定において、本総会の会期は、本日1日と定めましたが、議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件、番号10番と、議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件、番号37番については審議を中断し、明日再開することとしたいと思います。

つきましては、本総会の会期を本日から明日までの2日に変更したいと思いますですがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議ありませんので、会期を2日に変更致します。

【議長】 以上で本日の会議は終了致します。
有泉副会長より終了のあいさつをお願い致します。

【有泉副会長】 (あいさつ)

それでは本日の会議を終了致します。
お疲れ様でした。

午後5時29分 終了

1 再開日時 令和3年8月31日(火) 午後2時6分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件

4 欠席委員 1番 中村 敬一 委員、4番 山本 重高 委員、5番 小林 令二 委員、
9番 小林 豊 委員、11番 窪田 眞己 委員、12番 雨宮 義臣 委員

5 議事録署名委員 8番 柳本 利徳 委員、10番 齋藤 哲 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 山岡 広司

農業委員会事務局庶務係 樋口 一

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後2時13分

【事務局長】

それでは、会議を再開させていただきます。
はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

小宮山会長より、議事進行につきまして、よろしく申し上げます。

【議長】

本日の出席委員は 13 人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第 1
議事録署名委員の
指名)

【議長】

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員については、昨日 8 番柳本委員と 9 番小林委員を指名していましたが、本日 9 番小林委員が欠席しているため、改めて、8 番柳本委員と 10 番齋藤委員を指名致します。

(日程第 2 議事)
(議案第 35 号)
(議案第 36 号)

【議長】

それでは昨日に引き続き、中断していた議案を再開します。
議案第 35 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件、番号 10 番及び、議案第 36 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件、番号 37 番について、質問等ある方はお願いします。

【●●委員】

はい、●番●●です。

昨日から再三意見等出ておりますが、条件付きの許可相当とするという事で、これを県へ送達する段階で、意見書ですから、意見を細かく、農業委員会の審議の中の現状を、つぶさに県に上告していただいて、9 月 5 日までに、農地への復旧がなされない場合には不許可とされたい、というような意見を付して進達していただければ、本日この件については可ということで、市の農業委員会としては以上です。

後は、県の判断に任せるということになるので、県でも書類が整って

いるから良いや、とは言っても我々甲斐市農業委員会の権威というものを十分理解していただくような意見書を付けて送達していただければ良いな、というように思っております。

【議長】 他に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。

農地法第4条第1項許可申請の件、番号10番及び、農地法第5条第1項許可申請の件、番号37番を、条件付きで許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、2案件を条件付きで許可相当とすることに決定致します。

以上で、2日にわたる審議はすべて終了致しました。
有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】 (あいさつ)

これをもちまして第8回の総会を閉会致します。
ご苦勞様でした。

午後2時13分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年9月24日

議事録署名委員 8番

議事録署名委員 10番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 樋口 一